## 買取申出に必要な主な書類

(令和5年7月改訂)

書類一覧		買取申出の理由					
		指定から 30年経過	主たる 農業従事者 の故障	主たる農業従事者の死亡			
				相続に伴う 所有権移転登記済	相続に伴う所有権移転登記が行われていない場合		
					※ 相続人全員から 買取申出を行う	※ 遺産分割協議書に より買取申出を行う	※公正証書遺言に より買取申出を行う
1	買取申出書(みどり推進課)	0	0	0	0	0	0
	買取申出をする者	土地所有者	土地所有者	土地所有者	相続人全員	該当する相続人	該当する相続人
2	買取申出する土地の全部事項証明書[登記簿謄本] (法務局)	0	0	0	0	0	0
3	農業従事者証明書(さいたま市農業委員会)		0	0	0	0	0
4	遺産分割協議書及び相続人全員の印鑑証明書					0	
⑤	公正証書遺言						0
6	法定相続情報一覧図の写し(法務局) (住所の記載がない場合は、相続人全員の戸籍の附票または住民票を添付すること)				А	А	А
7	・除籍謄本又は住民票の除票			0	В	В	В
8	・被相続人の出生から死亡までの戸籍 ・相続人の現在の戸籍 ・相続関係図				В	В	
9	相続人の戸籍の附票、又は相続人の住民票の本籍が入っているもの等 (相続人であること及び相続人の現住所が分かる公的な書類)				В		
10	土地区画整理地内の場合 仮換地証明書および仮換地先の重ね図(各区画整理事務所)	該当する場合、添付					
11)	抵当権等が設定されている場合 抵当権等抹消確約書(みどり推進課)	該当する場合、添付					
12	登記上の住所と現住所が異なる場合 戸籍の附票等(登記に記載されている住所から現住所までの履歴が分かる公的な書類)	該当する場合、添付					
13	筆の一部を買取申出する場合※一部指定されている土地の全ての場合は不要 測量図(買取申出する土地の面積と残る生産緑地の面積が分かるもの)	該当する場合、添付					

※②~⑫(⑤、⑩を除く)の書類は原本を提出してください。 ※買取申出者以外が申出を行う場合は委任状が必要です。 ※ 〇印に加えて、「A」か「Bのすべて」のどちらかの書類が必要です。

## 買取申出後の流れ

- 1. 買取申出をした日から1ヵ月以内に市で買取るか否かを買取申出者宛に通知します。
- 2. 市が買取らない場合、引き続き農業委員会にて2ヶ月間のあっせんを行います。
- 3. 買取申出をした日から3ヶ月以内(市で1ヵ月間、農業委員会で2ヶ月間)に所有権の移転がなかった場合、生産緑地の行為制限が解除となります。解除通知を買取申出者宛に通知します。 (この行為制限解除までの間、相続に関する所有権移転の手続き以外は行わないようご注意ください。)

(問合せ先) さいたま市 都市局 みどり公園推進部 みどり推進課 048 - 829-1414 (直通)